

# 島根県報

号外第二九号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

## 告 示

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領 (管 理 課)

### 目 次

## 告 示

### 島根県告示第三百三十一号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 承継の承認(第三条―第五条)

第三章 再認定(第六条―第十三条)

第四章 建設業者の合併に係る調整措置及び受注機会確保措置(第十四条―第十九条)

### 第一章 総則

#### (趣旨)

**第一条** この告示は、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成十三年島根県告示第二百七十三号。以下「建設工事審査要綱」という。)第三条に基づき競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の認定を受けた者(以下「建設業者」という。)又は測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審

査要綱(平成十三年島根県告示第二百七十二号。以下「測量等審査要綱」という。)第三条に基づき資格の認定を受けた者(以下「測量業者等」という。)が、合併、会社分割若しくは営業譲渡を行った場合又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)に基づく更生手続開始若しくは民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の決定を受けた場合における入札参加資格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第二条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 格付 島根県建設工事入札参加者格付要領(平成十三年三月三十一日付管発第五百八十五号島根県土木部長通知。以下「格付要領」という。)第五条の規定による格付をいう。

二 格付対象業種 格付要領第二条に規定する業種をいう。

三 再認定 従前の入札参加資格を取り消し、新たに入札参加資格を認定することをいう。

### 第二章 承継の承認

#### (承継の承認)

**第三条** 入札参加資格の承継をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、入札参加資格の承継の承認を受けようとする者(以下「承継承認申請者」という。)が次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

一 承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が、建設業者又は測量業者等(以下「有資格者」という。)から承継者に移転したと認められること。

二 承継を希望する入札参加資格について、法令の規定による許可又は登録(以下「許可等」という。)を受けていることが建設工事審査要綱第三条第一号又は測量等審査要綱第三条第一号に基づく認定の要件である場合には、承継の承認申請を行うに際して承継者が当該許可等を受けていること。

三 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないこと。

(承継承認の申請手続)

**第四条** 承継承認申請者は、当該承継を希望する入札参加資格について、次に掲げる書類を建設工事等入札参加資格承継承認申請書（様式第一号）に添えて知事に申請しなければならない。

- 一 建設業者にあつては、建設業退職金共済事業加入証明書又は中小企業退職金共済事業加入証明書（勤労者退職金共済機構が定める書式に限る。）
- 二 県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）以外であつて前条第二号に該当する場合は、当該承継を希望する業種又は業務に関する許可等の通知書の写し

三 前号に該当する業種又は業務に係る被承継者の許可等の取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印があるものに限る。）の写し（県内建設業者を除く。）

四 営業所一覧表（県内建設業者を除く。）

五 法人にあつては、商業登記簿謄本（県内建設業者を除く。）

六 営業譲渡契約書の写し（営業譲渡の場合に限る。）

七 合併契約書の写し（合併の場合に限る。）

八 分割契約書の写し（会社分割の場合に限る。）

2 前項の規定により知事に提出する書類は、県内建設業者にあつては当該地域を所管する支庁長、土木建築事務所長又は土木事務所長を経由して提出するものとする。

（承継承認の結果通知）

**第五条** 知事は、入札参加資格の承継承認の結果を承継承認申請者に通知するものとする。

### 第三章 再認定

（再認定の対象者）

**第六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、再認定を受けることができる。

一 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた有資格者（以下「再建途上者」という。）

二 「合併等により新たに設立された会社等の資格審査の取扱いについて」の一部改正について（平成十四年三月二十九日付国地契第六十九号国土交通省大臣官房地方課長通知）別紙記一に該当する有資格者（以下「合併者等」という。）

（再認定申請手続）

**第七条** 前条の規定により再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）

は、入札参加資格再認定申請書（様式第二号）により知事に再認定の申請をしなければならない。

（建設業者が提出する書類）

**第八条** 再認定申請者のうち建設業者にあつては、再認定の申請をする理由となる事実の発生した日（以下「基準日」という。）以後に作成した次に掲げる書類を、知事に持参するものとする。ただし、当該申請者が合併者等の場合において再認定の申請前に既に第四条の規定に基づく申請を行っているときは、第一号に規定する書類以外の重複する書類については省略できる。

一 建設工事入札参加資格審査申請書

二 営業所一覧表

三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十七第一項に規定する経営事項審査結果通知書の写し（以下「経審結果通知書」という。）

四 経審結果通知書の審査基準日において作成した工事経歴書

五 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の二別記様式第二十五号の六別紙二に準ずる様式により経審結果通知書の審査基準日において作成した技術職員名簿

六 再認定の申請をする理由となる事実の発生を証する書類として、再建途上者にあつては更生手続開始の決定書又は民事再生手続開始の決定書の写し、合併者等にあつては合併契約書又は営業譲渡契約書の写し

七 委任状

八 商業登記簿謄本及び定款の写し

（測量業者等が提出する書類）

**第九条** 再認定申請者のうち測量業者等にあつては、基準日以後に作成した次に掲げる書類を、知事に持参するものとする。ただし、当該申請者が合併者等の場合において再認定の申請前に既に第四条の規定に基づく申請を行っているときは、第一号に規定する書類以外の重複する書類については省略できるものとする。

一 測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書

二 営業所一覧表

三 島根県の各部局別発注に係る業務委託高内訳表

四 業務経歴書

五 技術者経歴書

六 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類として、再建途上者にあつては更生手続開始の決定書又は民事再生手続開始の決定書の写し、合併者等にあつては合併契約書又は営業譲渡契約書の写し

七 営業に関して必要とされる登録証明書又は登録通知書の写し

八 委任状

九 商業登記簿謄本及び定款の写し

(再建途上者が提出する書類)

第十条 再認定申請者のうち再建途上者にあつては、次に掲げる事項に関し参考となる資料を、第八条又は前条に掲げる書類に添えて提出するものとする。

一 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

二 技術者の確保等工事又は業務の施工体制

三 建設業者にあつては、下請業者、資材業者等との業務の協力状況及び建設業者にあつては、建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況

五 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針

六 更生計画案又は再生計画案作成の方針(同計画認可の決定後においては、同計画の遂行状況)

七 貸借対照表及び損益計算書

八 その他知事が必要と認める資料

(総合点数の算定)

第十一条 知事は、第四章に定める場合を除き、格付要領の規定により総合点数を算定する。

2 再建途上者について知事が必要と認めるときは、前条の規定により提出された資料の内容を勘案して、前項の規定により算定する総合点数についておおむね二十パーセントの範囲内の点数を減じて算定することができる。

(再認定)

第十二条 知事は、再認定の申請に対し、前条の規定により算定した総合点数を付与し、格付を設けている業種については格付を付して認定する。

2 知事は、必要があると認める場合は、前項の認定に当たつてあらかじめ島根県建設工事等入札参加資格審査会に諮ることができる。

3 第一項の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から、その日以後最初の定期審査が実施される年度の三月三十一日までとする。(再審査の結果通知等)

第十三条 知事は、前条の規定により入札参加資格の再認定を行ったときは、入札参加資格再認定通知書(様式第三号)により再認定申請者に通知するとともに、再認定申請者に係る従前の資格(合併者等にあつては、当該合併又は営業譲渡を行う以前に認定を受けていた資格)を取り消さなければならない。

第四章 建設業者の合併に係る調整措置及び受注機会確保措置

(調整措置及び確保措置の対象)

第十四条 建設業者が合併した場合における入札参加資格の調整措置(以下「調整措置」という。)及び受注機会の確保措置(以下「確保措置」という。)は、次に掲げる要件を満たす者(以下「調整措置対象者」という。)を対象として行う。

一 県内に主たる営業所を有する建設業者同士の合併であること。

二 合併前において格付の対象となる業種がそれぞれ同一の等級又は直近の等級であること。

2 調整措置は、合併の日から起算して五年を経過する日前に第十八条の規定により申請した場合に限り行うものとする。

(調整措置)

第十五条 格付要領第三条に規定する客観点数及び特別点数は、次の方法により算定し調整措置対象者に適用する。

一 客観点数 経審結果通知書に記載された総合評点

二 特別点数 合併前の各建設業者の点数の和を当該建設業者の数で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 前項各号の規定により算定された客観点数及び特別点数の和を調整措置対象者の総合点数とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を総合点数に乗じて得た数値を、当該総合点数に加算する。

一 合併した年度から合併後三年度目まで 二十パーセント

二 合併後四年度目及び五年度目 十五パーセント

3 調整措置対象者の格付は、前項の規定により加算した後の総合点数に基づき行うものとする。ただし、格付要領第五条の規定により格付される等級（以下「等級」という。）が合併前の建設業者のうち最も上位に格付されていた建設業者の等級より二等級以上上位になる場合であっても、当分の間、一等級上位の等級に格付するものとする。

（調整措置の例外）

第十六条 知事は、合併前の建設業者のいずれかが県の発注した建設工事において適正な施工を確保していないと認められる場合には、前条に規定する調整措置を行わないものとする。

2 知事は、調整措置対象者が県の発注した建設工事において適正な施工を確保していないと認められる場合には、既に行った調整措置を取り消すものとする。

（受注機会の確保措置）

第十七条 島根県農林水産部・土木部建設工事入札参加者選定要領（平成十五年二月二十一日付総管発第六百九十二号管発第二百五十三号島根県農林水産部長土木部長通知。以下「選定要領」という。）第四条（第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により県が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者又は随意契約の相手方として調整措置対象者を選定するときは、第十五条の規定による調整措置により格付された調整措置対象者の等級（以下「調整措置済等級」という。）に基づき行うものとする。ただし、合併前の建設業者のうち一社以上が、調整措置対象者が格付された等級の直近下位又は二等級下位の等級に格付されていた場合には、調整措置対象者の等級の直近下位の等級に属する者が対象となる建設工事においても選定することができる。

2 前項の規定による選定は、調整措置済等級に基づき、かつ、合併前の建設業者それぞれの施工金額及び受注金額の合計額を基準として、当該調整措置対象者の手持工事の状況並びに当該事業年度における指名及び受注の状況を判断し行うものとする。

3 第一項の規定は、合併した年度から合併後五年目までの間に行われる選定に限り適用する。

（調整措置の申請等）

第十八条 調整措置対象者が調整措置を受けようとする場合は、建設業者の合併に係る調整措置申請書（様式第四号）に経審結果通知書を添えて、知事に提出しなければならない

い。

（調整措置の結果の通知）

第十九条 知事は、前条の規定により申請書が提出された場合において、第十七条の規定により調整措置を行ったときは、直ちに、建設業者の合併に係る調整措置結果通知書（様式第五号）により調整措置対象者に通知するとともに、合併前の各建設業者が当該合併を行う以前に認定を受けていた対象業種の入札参加資格を取り消さなければならない。

附 則

1 この告示は、平成十五年三月二十八日から施行し、平成十四年十一月十九日以後の合併による調整措置対象者について適用する。

2 建設業者の合併に係る調整措置及び受注機会確保措置の取扱要領（平成十三年告示第二百七十五号。以下「旧措置要領」という。）は、廃止する。

3 平成十四年十一月十九日前に、旧措置要領第四条の規定に基づき行われた調整措置については、なお従前の例による。

様式第1号 (第4条関係)

建設工事等入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

承 継 人 所在地又は住所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 ④

被承継人 所在地又は住所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 ④

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

被承継人の許可・登録番号		
承継人の許可・登録番号		
承継人の許可(登録)の種類		
承継した営業 の種類	建設工事	
	測量業務等	
資 格 承 継 理 由		

様式第 2 号 (第 7 条関係)

入札参加資格再認定申請書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

次の理由により、入札参加資格審査の再認定を申請します。

申請理由 (該当するものに丸印をつける)

- 1 会社が合併等を行ったため
  - (1) 商法に基づく合併を行ったため  
合併した会社の入札参加資格の内容  
  
合併後存続する会社の入札参加資格の内容
  - (2) 商法に基づく営業譲渡を受けたため  
営業譲渡した会社の入札参加資格の内容  
  
営業譲渡を受けた会社の入札参加資格の内容
  - (3) 商法に基づく会社分割を行ったため  
会社分割に伴う入札参加資格の内容
- 2 会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けたため
- 3 民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたため

様式第3号 (第13条関係)

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

様

島根県知事

印

入札参加資格再認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり資格があると認定しました。なお、現在認定している入札参加資格については、年 月 日付けで取り消します。

記

1 再認定の内容

業 種	客観点数	総合点数	格 付

2 有効期限

年3月31日までとする。

様式第3号の2(第13条関係)

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

様

島根県知事



入札参加資格再認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり資格があると認定しました。なお、現在認定している入札参加資格については、年 月 日付けで取り消します。

記

1 再認定の内容

業 務 名		資 格	業 務 名		資 格
測 量	測量一般		土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	河川、砂防及び海岸	
	地図の調整			港湾及び空港	
	航空測量			電力土木	
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	建築一般		道 路		
	専 門	意匠		鉄 道	
		構造		上水道及び工業用水道	
		冷暖房		下 水 道	
		衛生		農 業 土 木	
		電気		森 林 土 木	
		建築積算		水 産 土 木	
		機械設備積算		造 園	
		電気設備積算		都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	
		調査		地 質	
地質調査		土 質 及 び 基 礎			
補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	補償関連		鋼構造及びコンクリート		
	事業損失		ト ン ネル		
	営業補償・特殊補償		施 行 計 画、施 行 設 備 及 び 積 算		
	機械工作物		建 設 環 境		
	物件		建 設 機 械		
	土地評価		電 気・電 子		
	土地調査		そ の 他		

(注) 資格欄の○は資格有り、アルファベットは当該業種における等級である。

2 有効期限

年3月31日までとする。



様式第 4 号 (第18条関係)

建設業者の合併に係る調整措置申請書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電 話 番 号



年 月 日付で下記のとおり合併を行いましたので、調整措置を申請します。

記

1 合併前の会社名・所在地・建設業許可番号

区分	会 社 名	所 在 地	建設業許可番号
1			
2			
3			

2 合併後の会社の建設業許可番号 (新設合併の場合のみ)

建設業許可番号	
---------	--

平成十五年三月二十八日印刷  
平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

発行所

松江市学園南町

松島陽根県庁

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)

様式第 5 号 (第19条関係)

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者 様

島根県知事



建設業者の合併に係る調整措置結果通知書

年 月 日付で申請のあった調整措置については、下記の結果となりました。なお、下記のとおり認定されている入札参加資格については、年 月 日付で取り消します。

記

1 結果の内容

対象業種	総合点数	格付
土木一式工事		
建築一式工事		

2 取り消される入札参加資格

合併前の会社名	対象業種	総合点数	格付
	土木一式工事		
	土木一式工事		
	建築一式工事		
	建築一式工事		